稲敷東部台都市計画 (稲敷市、美浦村)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

茨 城 県

目 次

1	. =	都	市計	画0	り目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	1
	1)	都市	計画	国区	域	の名	称	及	Űί	範	囲		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	1
	2)	都市	づく	くり	Ø	基本	理	念		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	1
	3))	地域	こごと	= O	市	街地	也像		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	3
2	. [X	域区	分の)決	:定(の有	無	及	び	<u>又</u> ,	域	区	分	を	定	め	る	際	0	方	金	+	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	4
	1)	区域	区ら	子の)決	定の)有	無		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	4
	2)	区域	区分	子の)方:	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	5
3	. :	È	要な	都 7	片計	画	の決	定	0	方	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	7
	1)	土地	利月	月に	.関	する	主	要	な	都	市	計	画	0	決	定	0	方	'針	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	7
	2)	都市	施討	その	整個	備に	.関	す	る	È.	要	な	都	市	計	画	の	決	定	(T)	力	金	+	•	•	•	•	•	•	稲敷	東	部台	14
	3))	市街	地則	発	事	業に	. 関	す	る	È	要	な	都	市	計	画	0)	決	定	(T)	力	金	+	•		•	•	•	•	稲敷	東	部台	18
	4)	自然	的璟	環境	の	整備	又	は	保:	全り	こ	푈`	す	る	都	市	計	画	0	決	:定	<u> </u>	ナ	7金	+	•	•	•	•	稲敷	東	部台	19

1. 都市計画の目標

1) 都市計画区域の名称及び範囲

名 称 : 稲敷東部台都市計画区域

範 囲 : 稲敷市の一部(旧江戸崎町、新利根町の全域)及び美浦村の全域

2) 都市づくりの基本理念

本区域は、県の南部、東京都心から 50 kmから 70km 圏内に位置し、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯の竜ヶ崎・牛久都市計画区域に隣接している。

国道 125 号や 408 号などの広域交通体系が整備され、また広域交通結節点の成田 空港や鹿島港に近接するなど、地理的条件に恵まれている。本区域の中心的な市街 地である稲敷市江戸崎の地域は、古くは霞ヶ浦の水運による物資の集散地としてに ぎわい、その後も商業の中心地として栄えてきた。また、隣接する美浦村では、昭和 53 年に競走馬の美浦トレーニングセンターが開場し、これを中心としたまちづく りが行われてきたところである。

また、霞ヶ浦や小野川、新利根川などの湖沼・河川のほか、台地上にまとまりの ある平地林・斜面林等が残されていることなど、豊かな水と緑の自然環境に恵まれ ており、都市化の進展によるこれらの貴重な自然環境への影響が懸念されるところ である。

今後は、本区域を含む県南地域は、世界有数の科学技術の集積や霞ヶ浦・利根川などの豊かな水源、縦横に走る鉄道や高速道路などの交通インフラのもと、活力ある産業と豊かな自然が共生する潤いのある都市空間を形成することが必要である。

また、本県が目指す「集約と連携」の視点に基づいた将来都市構造を実現するためには、都市機能の集約化と経済や産業の活性化、地域の個性ある発展と相互連携の強化、連携と交流を支えるネットワークの構築、自然環境の保全と共生などによる都市づくりが求められている。

さらに、東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などの災害から得られた教訓を踏まえ、自然災害に対する安全性を高めるなど、災害に強い安心・安全な都市づくりが必要である。

これらを踏まえて、本区域は、次のとおり都市づくりを進める。

○ 水郷稲敷田園ゾーン[※] として、安定した水田農業経営の確立や多様なアグリビジネスの展開などによる特色ある地域としての発展を目指す。

※茨城県総合計画で設定した5地域と11のゾーン

- 福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携(コンパクト+ネットワーク)を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- 東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靭な都市を目指す。

3) 地域ごとの市街地像

本区域における地域ごとの市街地像は次のとおりである。

① 江戸崎市街地地域

本地域においては、本区域を対象とした商業・業務機能の再構築や、周辺の自然環境・田園環境と調和した潤いのある住宅地の整備を進める。

特に、本地域の中央部にあたる商業・業務地においては、中心市街地の活性化を 図り、にぎわいと活力のある都市拠点の形成を図る。

また、中央部周辺の住宅地においては、商業・業務などの都市機能や公益施設が 集積した中心市街地に近接する利便性をいかし、道路や下水道など都市施設の整備 による居住環境の改善を図る。

② 新利根市街地地域

本地域においては、商業・業務・居住機能のほか、行政・福祉など様々な都市機能が集積した利便性の高い市街地の形成を図る。

稲敷市新利根公民館(稲敷市新利根地区センター)の周辺や幹線道路の沿道においては、公共公益施設や地域を対象とした商業・業務施設の集積を高める。また、既存の住宅地においては、道路や下水道などの都市施設整備を進めるとともに、本地域の周辺に残されたまとまりのある緑地などの自然環境や広大な田園環境と調和した潤いのある居住環境の整備・充実を図る。

③ 美浦市街地地域

本地域のうち霞ヶ浦に面した木原地区においては、周辺の自然環境と調和した潤いのある住宅地の整備を進めるとともに、本地域の東部においては、既存の研究・工業施設の整備・充実を図りつつ、首都圏中央連絡自動車道や国道 125 号バイパス等の整備効果をいかした活力のある産業拠点の形成を図る。

また、主に競走馬のトレーニング施設等が集積した美駒地区においては、周辺の環境に配慮しつつ、現行の機能の維持・向上を図る。

④ 工業系市街地地域

計画的な工業地の高田地区と下太田工業団地地区においては、周辺の自然環境や 居住環境との調和を図るとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備効果をいかして 江戸崎工業団地地区に生産環境の形成を図る。

⑤ 市街化調整区域地区計画地域

市街化調整区域において地区計画を定めている稲敷市の新庁舎周辺地区や美浦村の役場周辺地区、大谷周辺地区においては、周辺の自然的土地利用や農村集落などと調和する計画的な土地利用を図るとともに、稲敷市の稲敷工業団地地区においても、周辺の自然環境や居住環境との調和を図り、生産環境の形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は、次のとおりである。

1) 経緯

本区域においては、平成6年に区域区分を定め、区域における市街化圧力を適切に 制御し、計画的な土地利用を進めてきたところである。

2 判断理由

良好な環境を有する市街地の形成については、公共投資を集約し、効率的・効果 的な都市基盤施設の整備を行う必要がある。

また、本区域においては、人口及び世帯数の減少は依然続いているが、首都圏中央連絡自動車道などの整備による、開発需要を適切に市街地内に誘導する必要がある。

これらのことを踏まえると、東京や千葉方面と連携しながら県南地域の生活拠点都市としてさまざまな都市機能の集積を図ってきた本区域においては、首都圏中央連絡自動車道の整備効果を踏まえながら、市街化圧力を適切に制御し計画的な都市基盤施設の整備を図りながら、さらに都市機能の集約化を進め、コンパクトな都市づくりを図るため、継続して区域区分を定める必要がある。

2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年 次 区 分	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	41.4 千人	おおむね 38.2千人
市街化区域内人口	6.8千人	おおむね 8.1千人

[※]市街化区域内人口は、県南広域都市計画圏における保留人口は含まないものとする

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

	年 次	平成	27 年	令和7年			
区 分		(基準	善年)	(基準年の 10 年後)			
生産規模	工業出荷額		1,938 億円	2,405 億円			
土生观快	卸小売販売額		258 億円	303 億円			
		第1次産業	1.1 千人				
\$P ***		第2次産業	5.9 千人	20 2 7.1			
就業構造	就業人口	第3次産業	12.0 千人	20.3千人			
		合計	20.2 千人				

[※]就業人口の合計は分類不能を含む

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案 し、平成27年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区 域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
市街化区域面積	686ha	おおむね 686ha

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置方針

a 商業・業務地

江戸崎市街地地域の県道江戸崎下総線沿道や美浦市街地地域木原地区の国道 125 号沿道等に商業・業務地を配置する。

このうち、江戸崎市街地地域の商業・業務地は、旧来より本区域における商業・ 業務の中心として栄えてきたが、近年、にぎわいと活力を失いつつあるため、道路 などの都市施設整備や都市機能の更新を行うことによって、にぎわいと活力のある 都市拠点の形成を図る。

美浦市街地地域木原地区の商業・業務地においては、地域を対象とした商業・業 務機能の充実を図る。

また、新利根市街地地域に隣接する角崎地区には、幹線道路の交差部であること や、稲敷市新利根公民館(稲敷市新利根地区センター)等の公共公益施設の集積に 比較的近いことなどの利便性をいかして、既に多くの商業施設が立地しており、地 域を対象とした商業・業務地としての位置づけについて検討を進める。

b 工業地

稲敷市の高田地区、下太田工業団地地区、江戸崎工業団地地区、美浦村の木原地 区等に工業地を配置する。

このうち、高田地区、江戸崎工業団地地区においては、道路や下水道などの都市 施設の整備を図りつつ、生産機能の充実を図るとともに、今後とも企業誘致に努め る。下太田工業団地地区においては、既存の生産機能の維持・向上を図る。

また、首都圏中央連絡自動車道インターチェンジ周辺等については、広域的な交 通ネットワークの整備効果をいかし、地域経済を牽引する産業集積を進めるため、 産業用地の開発を検討する。

さらに、木原地区においては、隣接する住宅地の居住環境に十分配慮しつつ、研 究・研修機能等を併せもった複合型の工業地としてその機能の充実を図る。

なお、工業地内において大規模な都市的未利用地がある地区では、企業誘致を進 めるほか、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応するため、土地利用の変更など を検討する。

c 住宅地

江戸崎市街地地域の中心市街地周辺や新利根市街地地域の県道竜ヶ崎潮来線沿道、 美浦市街地地域木原地区の国道 125 号沿道と美駒地区等においては、商業・業務施 設等の立地を認めつつ、利便性の高い住宅地の形成を図る。

都市計画道路等の幹線道路の整備進展に伴い、沿道地区において土地利用の促進 を図るため用途地域の変更を検討する。

また、それ以外の住宅地においては、災害等に対する安全性の向上を図るとともに、道路や下水道など都市施設の整備を進めながら、周辺の自然環境や田園環境と調和した潤いのある住宅地の形成を図る。

d その他

美浦市街地地域の美駒地区においては、周辺の住宅地の居住環境に配慮しつつ、現行施設の機能の維持を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a 商業·業務地

江戸崎市街地地域や新利根市街地地域、美浦市街地地域木原地区の広域及び地域を対象とした商業・業務地では、周辺環境に配慮し、中密度の土地利用を図る。

b 工業地

稲敷市の高田地区、下太田工業団地地区、江戸崎工業団地地区、美浦村の木原地区の工業地では、周辺の環境保全などに配慮し、緩衝緑地や十分なオープンスペースを確保しつつ低密度な土地利用を図る。

c 住宅地

江戸崎市街地地域や新利根市街地地域、美浦市街地地域木原地区の住宅地では、 道路・公園・下水道など都市施設の整備を進めながら、一戸建ての住宅が主となる 低密度の土地利用を図る。

また、美駒地区北部の集合住宅地では、引き続き中密度の土地利用を図り、現行の居住環境の維持を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

市街地に残る農地や工場跡地などの低・未利用地のうち、住宅地として適した地 区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、道路や公園などの都市 施設の整備を計画的に進め、ゆとりある良好な居住環境の創出を図る。

また、既に土地区画整理事業等が完了した地区においては、地区計画制度等の規制・誘導策を導入し、良好な居住環境の維持・保全に努める。

中心市街地においては、商業・業務などの都市機能が集積した利便性をいかし、 良質な集合住宅等の供給を促進する。

一方、スプロール的に形成された小規模開発地など、宅地が狭小で、道路・公園などの都市施設の整備が不十分な地区については、居住環境や防災の面などで問題を抱えているため、都市施設の整備と併せて住宅の不燃化・耐震化を促進し、良好な居住環境の形成を図る。

公営住宅等については、「茨城県住生活基本計画」に基づき、既存ストックの適切な維持保全及び更新・再編に努める。

④ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置と集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

中心市街地においては、空き店舗や空き地等も活用しながら、住民ニーズに対応 した土地利用の検討を行い、都市活力の維持・創出に努める。

商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

江戸崎市街地や新利根市街地などの老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を 進める。

一方、工場等が混在している住宅地においては、地区計画制度や特別用途地区制度などを活用し、居住環境の改善を図る。

c 持続可能な都市づくりに関する方針

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

d 市街地内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地に残された平地林や斜面林等のまとまりのある緑については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

さらに、市街地内の農地については、農地が持つ優れた緑地機能が良好な都市環境の形成に役立つことから、農地所有者の営農意向を踏まえながら、生産緑地地区の指定や市民農園などへの活用等により保全を検討する。

霞ヶ浦湖畔などの水辺についても、治水に留意しながら、水辺の憩いや自然との ふれあいの場としての機能等を有する良好な都市環境の形成を図る。

そのほか、緑地保全や都市緑化のための条例等の制定を促進するとともに、積極 的な住民参加を促すため、支援体制の確立を図る。

なお、将来にわたり保全することが適当な緑地、農地等を相当規模含む土地の区域については、用途地域の見直しや市街化調整区域への編入などについて検討を行う。

e 良好な景観の保全及び創出に関する方針

稲敷市の江戸崎地区の商店街を中心に、中世の江戸崎城跡や多くの神社仏閣を配する歴史的建造物が集積する街なみや、稲敷市の新利根地区柴崎の国指定重要文化財平井家などの豊かな緑地を有する広大な低層住宅群や、美浦村の木原城址といった貴重な文化財による歴史・文化歴景観、個性的な建築物・工作物などと一体となった特徴的な景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と創出を促進する。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

特に、霞ヶ浦湖岸や小野川と新利根川等の流域に広がる水田地帯、台地上に広がる畑地や果樹園地等について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和を図る。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

霞ヶ浦湖岸や小野川、新利根川など河川沿いの低地部等で水害発生及び液状化の 恐れのある地区や、がけ近接地等で土砂災害の危険性が高い地区については特に市 街化を抑制する。

また、美浦村大山地区に霞ヶ浦における災害発生時の緊急復旧活動及び水上資材 運搬のための水防拠点を整備する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

霞ヶ浦や小野川、新利根川などの水質浄化に努めるとともに、河川沿岸や霞ヶ浦の水辺の緑地、台地上のまとまった平地林、台地と低地の間に連なる斜面林等は、本区域における自然環境の骨格を形成していることから、今後ともこれらの保全に努め、水と緑のネットワークを形成していく。

また、水郷筑波国定公園に指定されている霞ヶ浦周辺、自然環境保全地域に指定されている稲敷市の高田権現地区と美浦村の馬掛地区、一の宮地区、緑地環境保全地域に指定されている稲敷市の上根本地区については、今後とも積極的にこれらの自然環境や景観の保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の実情に応じて、既存集落の生活利便性の向上や活力の維持を図る必要がある区域については、地区計画制度の導入や一定の開発行為を容認する区域の指定について、現状の土地利用の状況や災害ハザードエリアの指定状況等を勘案しながら検討を行う。

また、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ周辺など計画的な都市的土地利用を図る必要がある地域については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、市街化区域への編入や地区計画制度の活用等を検討する。

既存の工場や流通業務施設等がまとまって存する地区や、公用・公共用施設等の 跡地においては、工場施設の機能向上等による産業振興や、跡地利用による地域の 維持活性化を図るため、地区計画制度の活用等を検討する。

e 良好な景観の保全及び創出に関する方針

湖沼、河川などの水辺空間や、斜面林、平地林などの緑地における潤いのある自然的景観のほか、農地、集落、屋敷林、農林漁業施設などの伝統的な農漁村景観など、地域特性に応じ、霞ヶ浦に代表される美しい景観資源の保全と創出を促進する。

また、寺社、保存林、稲敷市の新利根地区の逢善寺の森や寝釈迦堂を中心とした 貴重な自然林、美浦村の国指定史跡陸平貝塚などの文化財をはじめとする、歴史文 化などの固有の資源をいかした魅力ある景観づくり、稲敷台地や新利根川などの水 辺景観、緑地などの自然景観をいかした景観形成に努める。

⑥ 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、 緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動 のための行き止まり・狭隘道路の解消、建築物の不燃化・耐震化促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上・下水道施設の長寿命 化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による 浸水被害の防止・軽減を図るほか、浸水被害や土砂災害、液状化等の地盤災害など の発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて 災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた 安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により、災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域における主な交通施設は、首都圏中央連絡自動車道や国道 125 号、408 号、 県道竜ヶ崎潮来線などの広域幹線道路である。

本区域においては、モータリゼーションの進展に伴って増大した交通量に対応するため、区域内外の都市拠点間を連絡する幹線道路の整備が進められているところである。

今後、首都圏中央連絡自動車道の整備効果などによる都市化の進展に伴い、一層の交通量増加が考えられることから、これらの交通量を円滑に処理し、日常生活や産業活動の利便性、安全性を高めることが必要である。

また、東日本大震災などの経験をいかし、災害に強いみちづくりの実現に向けた 取組を推進していくことが必要である。

そのため、本区域においては、首都圏中央連絡自動車道を中心とした幹線道路網の整備・充実により広域交通ネットワークを構築し、都市間連携の強化を図る。また、大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進める。

さらに、コンパクト+ネットワークを推進するため、バスなどの公共交通機関と 連携するとともに、安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークの整備 やにぎわいのある歩行空間の形成を図るなど、誰もが安心して快適に外出や移動が できる交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出を図る。

なお、長期にわたり未着手の都市計画道路については、交通ネットワーク、道路 整備上の課題や代替道路の有無などについて検証し必要な見直しを行う。

イ 幹線街路網の整備水準の目標

本県の市街地における幹線街路網の整備水準は、良好な市街地として望ましいとされる道路網密度 3.5km/km²を踏まえて、令和17年度の整備目標を次のとおり定め、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて街路網の整備を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
都市計画道路(幹線街路) 整備密度 (km/km²)	全区域:1.5km/km² (本区域:0.2km/km²)	全区域: 2.0km/km²

※都市計画道路 (幹線街路) 整備密度: (都市計画道路 (幹線街路) 整備延長) / (市街地面積) ※全 区 域:ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

b 主要な施設の配置の方針

1) 自動車専用道路

本区域は、東京から放射状に伸びる常磐自動車道と東関東自動車道の中間に位置 している。本区域においては、これらの自動車専用道路を連結して首都圏における 環状の連絡機能を果たす首都圏中央連絡自動車道を配置する。

2) 主要幹線街路

自動車専用道路と連携し、本区域内外の都市拠点間を連絡する主要幹線街路として、国道 125 号バイパス、県道竜ヶ崎潮来線バイパス等を配置する。

3) 都市幹線街路

主要幹線街路を補完し、区域内の市街地を結ぶ都市幹線街路として、県道江戸崎新利根線、江戸崎神崎線、江戸崎下総線、都市計画道路佐倉・羽賀線、土屋・新山線等を配置する。

4) その他

広域的な観光・レクリエーション機能を担うため、自転車道としてつくば霞ヶ浦 りんりんロードを配置する。

c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な施設(都市計画施設)は、次のとおりとする。

交通施設名	路線・施設名
自動車専用道路	1・3・2 首都圏中央連絡自動車道線(首都圏中央連絡自動車道)
主要幹線街路	3·3·1 美浦・江戸崎線(国道 125 号バイパス) 3·4·3 柴崎・桑山線(県道竜ヶ崎潮来線バイパス)
都市幹線街路	3・4・2 佐倉・羽賀線(県道江戸崎新利根線バイパス) 3・4・11 道上沖・荒句線(県道江戸崎新利根線)

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

1) 下水道

下水道の計画については、農業集落排水や合併処理浄化槽などを含めた汚水処理 施設を、それぞれの特性や地域の実情に応じて適切に配置することにより、汚水処 理の早期概成を推進する。また、人口減少に伴う使用料収入や職員数の減少、既存 施設の大量更新期の到来などに備え、持続可能な事業運営を推進する。

下水道の整備については、汚水処理の早期概成を目指し、人口や産業の集積状況などから優先順位をつけ整備を推進するとともに、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行い、持続的な下水道機能の確保や維持管理を含めたトータル費用の低減を図る。

市街地の雨水の排除については、近年の集中豪雨などを踏まえ、放流河川の整備と十分に整合を図り、排水施設の整備を進める。

2) 河 川

河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

また、河川流域において親水性などをいかした憩いや交流の場の整備を進めるとともに、水質の浄化や水辺環境の保全など、環境にも配慮した総合的な河川整備を進める。

イ 下水道の整備水準の目標

本区域における下水道の整備水準は、汚水処理施設の早期概成を目指すため、農業集落排水施設や合併処理浄化槽の整備と連携・役割分担したうえで、下水道普及率の目標を次のとおり定め、この実現に向けて下水道の整備を推進する。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 22 年度 (汚水処理整備完了時)
下水道普及率(%)	43.6%	78. 2%

※下水道普及率は稲敷市及び美浦村全域を対象

※下水道普及率=(下水道処理人口)/(行政人口)

b 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

本区域の汚水処理については、汚水処理施設の相互連携を図りながら、下水道への確実な接続を促進しつつ、計画的な整備を着実に進めることにより、未普及地域の解消を図る。

さらに、市街地の雨水排除については、河川や農業関連の計画と調整を図り、ポンプ場や雨水管渠、調整池等の整備を進める。

2) 河 川

本区域の河川は、利根川水系に属しており、北端は霞ヶ浦に面し、南部には新利根川が流れている。

その他の主要な河川として、一級河川の小野川、沼里川、破竹川、清明川等があり、市街地の雨水はこれらの河川に排水されている。

これらの河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な施設(都市計画施設)は、次のとおりとする。

種別	施設名等					
流域関連公共下水道	稲敷市公共下水道					
☆ ☆ ∨ 廿 上 1 ∨ 未	稲敷市公共下水道					
単独公共下水道	美浦村公共下水道					

※流域関連公共下水道:下水を排除し、処理するもので、流域下水道に接続するもの ※単独公共下水道:下水を排除し、処理するもので、市町村自ら処理場を設置管理するもの

③ その他の都市施設

a 基本方針

人々の健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、その他の都 市施設については、社会情勢の変化などを勘案し、適切な配置と整備に努める。

また、既存施設を有効に活用するため、設備の更新や計画的な点検、補修による長寿命化を図る。

b 主要な施設の配置の方針

1) ごみ焼却場

ごみ焼却場については、稲敷市に1か所(江戸崎地方衛生土木組合ごみ焼却場) を配置する。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、平成6年に区域区分を定めて以来、計画的な土地利用を進めているところであるが、これまでに土地区画整理事業等の市街地開発事業を行っていない。そのため、計画的に整備された美駒地区以外の市街地においては、道路・公園など都市基盤施設の整備が不十分なことや、農地などの未利用地が残されていることなど、多くの課題を抱えている地区が見受けられる。

このような地区においては、今後、土地区画整理事業や地区計画制度などを活用することによって、道路・公園などの都市基盤施設を計画的に整備しつつ、併せて商業・業務・行政サービス等の都市機能の更新を図るなど、良好な市街地の形成を図ることが必要である。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域の北側は霞ヶ浦に面して低地となっており、また小野川や新利根川流域なども低地であるほかは、比較的に起伏が緩い台地となっている。主な河川として中央部を流れる小野川と南部を流れる新利根川などがある。

本区域は、霞ヶ浦を中心に水郷筑波国定公園に指定されており、主な緑地として、 台地上の平地林や斜面林、霞ヶ浦湖岸や河川沿岸など水辺の緑地等があり、特に、 自然環境保全地域に指定されている高田権現地区や一の宮地区、馬掛地区、緑地環 境保全地域に指定されている上根本地区などの貴重な緑地が存在する。

さらに、台地上には、陸平地区をはじめとして貝塚や古墳群などの埋蔵文化財が 広く分布している。また、稲敷市の江戸崎総合運動公園、新利根総合運動公園や美 浦村の光と風の丘公園などが整備され、住民の憩いの場として利用されている。

これらの自然的環境は、都市において、環境への負荷の軽減や人々のレクリエーション及び住民等の日常的な自然との触れ合いの場の確保、また、災害に対する防災性の向上や良好な自然景観の構成といった観点から、重要な役割を果たしている。

このため、本区域の都市づくりにおいては、自然公園法など他の法令との連携を 図りながら、区域区分制度等による計画的な土地利用を進めることにより緑地の保 全や地域に存在する希少種の保護など、生物多様性の保全への配慮に努めるととも に、公園等を適正に配置し整備することによって、豊かな水と緑に包まれた潤いの ある都市の形成を図ることとする。

イ 緑地の確保目標水準

本県における都市公園の確保目標水準は、住民1人当たりについて望ましいとされる都市公園の敷地面積 10m²/人以上を目標とし、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて都市公園の整備又は保全を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度		
1人当たり都市公園面積 (m ² /人)	全区域: 9.4m ² /人 (本区域: 5.3m ² /人)	全区域:10m ² /人以上		

※1 人当たり都市公園面積:(都市公園整備面積)/(都市計画区域人口)

※都市公園:都市公園法第2条の規定に基づく公園又は緑地 ※全区域:ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

b 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統

台地上にまとまった平地林や霞ヶ浦等に面する斜面林は、本区域における自然環境の骨格を形成しており、野生動植物の生息・生育地として、また、CO2の吸収や大気の浄化等の環境への負荷の軽減などといった観点から重要なものであることから、連続性や一体性に配慮しながら、積極的な保全を図る。

また、小野川や霞ヶ浦の稲敷台地上に残る貝塚など、貴重な歴史資源や文化財と 一体となった緑地を積極的に保全する。

イ レクリエーション系統

住民の日常のレクリエーション需要に対応するため、既存の公園・緑地等の利活用を図り、人々の生活に密着した社寺境内地の保全を図る。

また、週末のレクリエーション需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能を持った江戸崎総合運動公園、新利根総合運動公園などの利用を促進する。

ウ 防災系統

地震や火災などによる都市災害に対応するため、災害時に住民の避難地となる公園・緑地を確保して一次避難地や広域避難地の拡充を図るとともに、延焼遅延効果がある緑地や農地の保全を図る。

斜面崩壊などの自然災害に対応するため、台地の周辺や丘陵地にある斜面林など の保全を図る。

工 景観構成系統

市街地の周辺に残された緑地など自然的な景観を維持するため、台地上のまとまりのある平地林、台地と低地の間に連なる斜面林、霞ヶ浦や小野川などの水辺と一体的な景観を構成する緑の保全を図る。

また、潤いのある都市景観を創出するため、幹線街路等の緑化に努める。

さらに、本区域内に点在する集落地の屋敷林や社寺林など昔ながらの安らぎをもたらす景観の保全に努める。

c 実現のため具体の都市計画制度の方針

ア 公園緑地等の整備目標及び配置方針

1) 運動公園

稲敷市に新利根総合運動公園と江戸崎総合運動公園、美浦村に光と風の丘公園を配置し、それぞれ利用を促進する。

2) その他の公園緑地等

その他の公園緑地として、街区公園などの住区基幹公園、特殊公園、都市緑地などを適切に配置し整備を図る。

イ 緑地保全地域等の指定目標及び指定方針

1) 風致地区

台地上の平地林や台地と低地の間に連なる斜面林、霞ヶ浦湖岸の樹林地等を保全 するため、風致地区制度の活用を検討する。

2) 緑地保全地域·特別緑地保全地区

市街地やその周辺に残された身近な樹林のうち、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものについては、緑地保全地域等の活用を検討し、特に良好な景観形成にとって重要なものや社寺等と一体となって歴史的・文化的価値を有するものについては、特別緑地保全地区制度の活用を検討する。

d 主要な緑地の確保目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な公園緑地等(都市計画施設)は、次のとおりとする。

種別	施設名・地区名等
公園緑地等	
都市計画公園	新利根総合運動公園